

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月12日
【会社名】	株式会社十六銀行
【英訳名】	The Juroku Bank,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 村 瀬 幸 雄
【最高財務責任者の役職氏名】	-----
【本店の所在の場所】	岐阜市神田町8丁目26番地
【縦覧に供する場所】	株式会社十六銀行 名古屋営業部 (名古屋市中区錦3丁目1番1号) 株式会社十六銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋本町4丁目1番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取村瀬幸雄は、当行の第245期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。